

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年1月5日（金）  
午後2時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第 2 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第 3 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第5 議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和6年1月5日(金)
  2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 14名
    - 会長(議長) 12番 北田 直喜
    - 委員 1番 水尾 英俊      2番 澤田 重孝
    - 3番 中山 彦信      4番 上樂 忍
    - 5番 稗苗 史絵      6番 小坂 義則
    - 7番 宮坂 博一      8番 佐々木 隆
    - 9番 住田賀津彦      10番 大崎 章博
    - 11番 高橋 順子      13番 谷越 彦茂
    - 14番 石坂 誠一
  5. 総会に欠席した農業委員の数 0名
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名
    - 下中島地区 吉崎 道隆、 上中島地区 村崎 信明
    - 加積地区 西田 八郎
  7. 議事録署名委員
    - 14番 石坂 誠一      1番 水尾 英俊
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 清水 悟史      係長 關口 晶子
    - 主査 本田 陽一      主事 小川 聡志
    - 主事 小林 智樹
- 

【開 会：午後2時00分】

議 長： それではただ今から令和5年度1月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、14番石坂委員、1番水尾委員にお願いいた

します。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は3件11筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が536.50 m<sup>2</sup>です。

**【議案第1号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 1件目については、今後は野菜を植える予定ですので、よろしく願いいたします。

14番： 2件目は、小さい面積ですが、以前は譲渡人がかぼちゃ等を植えていた。現在は草刈りだけしていたが、譲渡人が家庭菜園に使用したいとのことでしたので、問題ないと思います。

6番： 3件目は、農地の物々交換であり、分譲住宅地の目的に資するもので、問題ないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

村崎推進委員： 1件目については、元々水路だったのか。またこのような状態は近辺にも広がっているのか。

事務局： 公図上は水又は道であったが、いつから現状のようになったのか不明で  
あります。周囲の状況については、把握しておりません。

10番： 今回の移転において、金銭は発生しているのか。

事務局： 発生しておりません。

議 長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでし  
ょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第1号は許可決定いたします。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
についてご説明します。

7ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区  
別の内訳は表のとおりです。面積が272-1 m<sup>2</sup>です。

**【議案第2号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えま  
す。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明を  
お願いします。

14番： 譲受人は定年を期にこっちへ帰ってくる際に住宅用地として利用するこ

ととした。別段問題ないと思います。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

6 番： 当該地は営農組合がやっていたのではないか。

14番： 営農組合がやっていたが、解約をされている。

議 長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第2号は意見決定いたします。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

10ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件9筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が7857.47 m<sup>2</sup>です。

**【議案第3号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6 番： 先ほど現地確認のあったとおりであり、一時は耕作していたが、耕作できなくなった。転用後の住宅地もしっかり計画されておりますので、問題

ないかと思えます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(意見なし)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第3号は意見決定いたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案4号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全12件、33筆、42,332 m<sup>2</sup>になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

11番： 設定の期間が16年は長いのでは。

事務局： 基盤整備の場合、15年以上が条件のためです。

議長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第4号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農振除外（令和5年11月受付分）  
・魚津市賃借料情報について  
・地域計画について  
・第15回富山県農業者新春交歓会  
・集落営農の担い手確保と第三者継承に関するセミナー

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後4時10分】

【別添】

## 農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人 )	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲受人が以前から管理していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、保全管理されており、権利移転後は、野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、12月20日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

## 農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が以前から管理していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、保全管理されており、権利移転後は、自家野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、12月20日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

## 農地法第3条調査書

議案第1号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が、以前から耕作していた農地の所有権を移転するものである。申請地は、自家野菜の栽培に利用されており、権利移転後も、自家野菜の栽培として利用する予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、12月20日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

## 農地法第4条調査書

議案第2号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね90 haの一団の農地の区域内にあり、かつ土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請者は、定年に伴い地元に戻り、実家近くを生活拠点とする計画があり、申請地に住宅を建設する考えです。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画ではありますが、預金通帳の写しが添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう十分に配慮されます。 雨水排水については近くの水路へ排水し、生活雑排水については公共下水道施設を利用するため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 農地法第5条調査書

議案第3号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満（6ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。 転用許可基準は代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、近年の需要に応えるため優良な住環境の土地に注文分譲住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金と自己資金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書と残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文分譲敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文分譲住宅地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については調整機能として調整池を設置しオリフイスによって既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		